

業務委託仕様書

1. 業務名 下水汚泥等放射性物質測定業務委託
2. 業務の目的 本業務は、下水処理工程で発生した脱水汚泥等に含まれる放射性物質の測定を行うものである。
3. 委託期間 令和8年度（契約日から令和9年3月31日まで）
4. 委託場所 原町第一下水処理場
南相馬市原町区錦町3-120
5. 委託業務内容
 - (1) 測定対象：脱水汚泥および沈砂
 - (2) 測定項目：放射性ヨウ素131、放射性セシウム134および137
 - (3) 測定方法：平成4年改定 文部科学省「放射能測定法シリーズ7 ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」
 - (4) 採取方法：試料採取は市が行い、指定した月日に検体を原町第一下水処理場へ受け取りに来ること。
(測定後の脱水汚泥等はその時に返却すること。)
 - (5) 測定頻度：原町検体：14検体/月×12ヶ月＝168検体/年程度（24回/年受取）
（検体数） 鹿島検体： 3検体/月×12ヶ月＝ 36検体/年程度（24回/年受取）
小高検体： 2検体/月×12ヶ月＝ 24検体/年程度（24回/年受取）
農業集落排水処理施設(放流水)：1検体/年×3ヶ所＝3検体/年（適時実施）
年間合計： 231検体
※異常発生時等、状況により測定検体数がこれより増加変動する可能性有。
※原町・鹿島・小高は毎月2回同日受取となる。（試料は原町第一下水処理場に保管している）
 - (6) 測定結果報告：・放射性物質測定後、1検体ごとに測定結果報告書を作成し、速報としてまずそれをFAXで送信、1週間程度で原本を提出すること。
・測定結果報告書は、検出下限値（15Bq/kgとする）・試料名・試料採取日・試料受取日・測定日・報告日等を記載して1枚にまとめ、それを2部作成すること。
6. 入札金額 : 1検体あたりの測定単価を入札書に記載すること。（単価契約のため）
7. その他
 - ・気象状況等不測の事態により測定を行えない場合は、両者協議のうえ行うこと。
 - ・本仕様書に明示されていない事項については、両者協議のうえ定めること。
8. 環境への配慮
南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。